

国民健康保険からのお知らせ

令和8年度の国民健康保険税率(国保税)および課税限度額、低所得者世帯の軽減に対する判定基準について、下記のとおり改正しました。また子ども・子育て支援金分が新たに課税されます。

●**安定的な国民健康保険制度のために「保険税水準の統一」を目指しています！**

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんからいただく保険税や公費負担で運営され、病気やけがをした時に安心して医療を受けられるようにする「支え合い」制度です。現在、保険税は市町村ごとに異なっています。福島県では国民健康保険(国保)制度を将来にわたって持続可能なものとするため、県全体の加入者の皆さんで支え合う「保険税水準の統一」の目標年度を令和11年度としています。

区 分		令和7年度	令和8年度	増減分
医療分	所得割	7.20%	6.60%	▲0.60%
	均等割	24,200円	25,100円	900円
	平等割	17,100円	17,300円	200円
後期高齢者支援金分	所得割	2.40%	2.50%	0.10%
	均等割	8,500円	9,300円	800円
	平等割	6,100円	6,700円	600円
介護分	所得割	2.20%	2.20%	—
	均等割	9,700円	10,100円	400円
	平等割	4,400円	4,600円	200円
子ども・子育て支援金分(新規)	所得割	—	0.30%	0.30%
	均等割		1,300円	1,300円
	18歳以上均等割		100円	100円
	平等割		800円	800円

区 分	令和7年度	令和8年度	増減分
医療分	660,000円	670,000円	10,000円
後期高齢者支援金分	260,000円	260,000円	—
介護分	170,000円	170,000円	—
子ども・子育て支援金分(新規)	—	30,000円	30,000円
合 計	1,090,000円	1,130,000円	40,000円

低所得者世帯に対する軽減判定基準	
7割軽減	変更なし 43万円+10万円×(給与所得者の数-1)以下
5割軽減	令和7年度 43万円+(30万5千円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下
	令和8年度 43万円+(31万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下
3割軽減	令和7年度 43万円+(56万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下
	令和8年度 43万円+(57万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者の数-1)以下

◇低所得世帯に対する軽減判定基準が引き上げられました。前年中の所得が上記基準額以下の世帯は、均等割と平等割が軽減されます。

子ども・子育て支援金制度について

こども未来戦略「加速化プラン」で定められた、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子育て支援への拡充がすでに実施されています。その財源の一部については「子ども・子育て支援金」として、令和8年度からすべての世代・企業の皆さんから負担していただくことになります。

◎**拡充される給付例**

・児童手当の拡充
・育児時短修業給付
・育児期間中の国民年金保険料の免除

・妊婦のための支援給付
・出生後休業支援給付
・こども誰でも通園制度 など

「子ども・子育て支援金制度」についての詳細は右のQRコードから「子ども家庭庁ウェブサイト」を確認ください。



■用語の説明

◆**医療分**
医療費などの保険給付費用に充てるための財源で、加入者全員が対象。

◆**後期高齢者支援金分**
後期高齢者医療制度を支えるための財源で、加入者全員が対象。

◆**介護分**
介護保険制度を支えるための財源で、40歳から64歳までの方が対象。

◆**子ども・子育て支援金分**
令和8年度から新たに創設された制度で、子育て支援の財源となるもの。

◆**所得割**
前年中の所得に応じて課税されるもの。

◆**均等割**
加入者1人あたりに課税されるもの。

◆**平等割**
1世帯あたりに課税されるもの。

◆**18歳以上均等割**
子ども・子育て支援金にかかる18歳未満の均等割は全額軽減され、その分を18歳以上の加入者で負担するもの。

◆**課税限度額**
国民健康保険(国保)税は、課税限度額を上限に医療分+後期高齢者支援金分+介護分+子ども・子育て支援金分の合計額が年税額となる。

証明書などの発行手数料改定のお知らせ

令和8年10月1日から一部手数料が改定になります

各種証明書などの手数料について、適正な受益者負担を図るため、下記のとおり一部改定しますので、ご理解とご協力をお願いします。
なおマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書発行手数料の改定はありません。
休日や夜間などの役場窓口が閉庁している時間帯でも住民票の写しなどを取得できますので、ぜひご利用ください。

種 類	現 在 (令和8年9月30日まで)	改定後 (令和8年10月1日から)	コンビニ交付 ※改定なし
住民票・戸籍の附票の写し・ 印鑑登録証明書	200円	300円	200円
身分証明書・印鑑登録・ その他の証明書	200円	300円	—
所得証明書 課税(非課税)証明書	200円	300円	200円
納税証明書 固定資産に関する証明書	200円	300円	—

※コンビニ交付を利用できる時間帯
午前6時30分から午後11時まで(12月29日から翌年1月3日まで、システムメンテナンス時を除く)

☎町民生活課

☎72-6933

☎税務課

☎72-6932

国民年金コーナー

～保険料の納付にお困りのときは～
国民年金保険料免除・納付猶予制度を利用しましょう！

国民年金には、失業した場合や所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請により保険料の納付が「免除」または「猶予」(先送り)される制度があります。
この制度を利用することで、将来の年金受給権や万が一障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

【①免除(全額免除・一部免除)申請】
本人や世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部免除となります。
なお一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり未納期間となりますので、必ず納付してください。

【②納付猶予申請】
50歳未満の方(学生を除く)で、本人や配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

■**手続き**
住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出してください。(申請書は町民生活課または年金事務所にあります。)

■**必要なもの**
①年金手帳(基礎年金番号通知書)または納付書など基礎年金番号が分かるもの
②雇用保険受給資格者証または離職票の写し(失業などによる申請の場合のみ)

■**受付期間など**
令和8年度分(令和8年7月から令和9年6月分までの保険料)の免除などの受け付けは7月から開始しています。
また過去の期間についても申請時点から2年1カ月前の月分まで遡って申請することができます。

☎郡山年金事務所

☎024-932-3434

☎町民生活課

☎72-6933

小野町権利擁護センターからのお知らせ

～あなたの権利を守る 成年後見制度～
身近にこんな不安なことはありませんか？

書類の手続きに
困っている



子どもの将来が不安



このような不安などありましたら小野町権利擁護センターにお気軽にご相談ください。
成年後見制度に関するご相談を受け付けています。

悪い人にだまされたら
どうしよう



暮らしのサービスが
うまく使えない



お金のやりくりができない



☎小野町権利擁護センター(小野町社会福祉協議会内) ☎72-6866

～高齢者虐待を防ぐために～

高齢者虐待を防ぎ、誰もが尊厳をもって安心して暮らせるよう、地域ぐるみで高齢者や介護する家族を支援しましょう。

■虐待の種類

①身体的虐待

- ・叩く、つねる、蹴る
- ・やけどを負わせる
- ・身体を拘束する
- ・意図的に薬を過剰に与えたりする など



②ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)

- ・空腹、脱水、低栄養状態のままにする
- ・おむつなどを放置し、劣悪な住環境の中に放置し生活させる など

③心理的虐待

- ・排せつなどの失敗に対して恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、意図的に無視する など

④性的虐待

- ・わいせつな行為をする
- ・罰として下半身を裸のまま放置する など

⑤経済的虐待

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・年金や預貯金などを本人の意思に反して勝手に使う など

■自覚がないまま虐待をしてしまうことも…

虐待をしている当事者は、自分が虐待をしているという自覚がないことが多いです。また「高齢者のために」と思ってやっていることが、虐待につながることもあります。

■虐待の発見者には「通報義務」があります！

通報しても、通報者の氏名や個人情報などの秘密は「高齢者虐待防止法」により固く守られます。虐待に気付いたり、虐待かなと思ったら、一人で抱え込んだり、悩んだりせず、早めに町や地域包括支援センターに相談しましょう。また地域包括支援センターは認知症の総合相談窓口となっていますので、気になることはいつでもご相談ください。

☎小野町地域包括支援センター ☎72-2128

公的保険の資格確認書・各受給者証、認定証を確認しましょう！

後期高齢者医療確認書などについて

75歳以上の方(65歳以上の一定の障がいのある方を含む)が加入する「後期高齢者医療」の資格確認書の有効期限は、7月31日までとなっています。

被保険者の方には、7月末までに新しい資格確認書または資格情報のお知らせをお送りします。

国民健康保険「高齢受給者証」について

70歳から74歳の方に交付している「国民健康保険高齢受給者証」も有効期限が7月31日までとなっています。

被保険者の方には、7月末までに新しい資格確認書または資格情報のお知らせをお送りします。

なお自己負担割合・区分は、所得の状況や加入者の異動によって変更される場合があります。

国民健康保険「限度額認定証・標準負担額減額認定証」について

国民健康保険で「限度額認定証」「標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、毎年申請が必要です。

これまで交付を受けていた方へ、申請のお知らせをお送りしますので、忘れず申請しましょう。

■更新したら

更新にあたり、有効期限の切れた被保険者証・認定証・受給者証は使用しないでください。また詐欺被害などの防止のため、町民生活課へお返しいただくか、ご自身で裁断するなど確実に破棄してください。

■社会保険等に加入したら忘れず手続きを

社会保険に加入したり被扶養者となった場合には、2週間以内にお手続きください。手続きが遅れると、医療費が誤って支払われたり、国保税が誤って課税されたりします。手続きはお早めをお願いします。

☎町民生活課 ☎72-6933

後期高齢者医療制度のお知らせ

7月末までに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

現在お持ちの「資格確認書(オレンジ色)」の有効期限は7月31日までとなっています。

8月1日時点で、85歳以上の方および84歳以下の方で「マイナ保険証」を持っていない方には、手続き不要で7月末までに「資格確認書(ピンク色)」を交付します。なお「資格確認書(ピンク色)」の有効期限は令和9年7月31日までです。

8月1日時点で、84歳以下の方で「マイナ保険証」を持っている方には手続き不要で7月末までに「資格情報のお知らせ」を交付します。

「マイナ保険証」を利用している方は、引き続き「マイナ保険証」をご利用ください。「マイナ保険証」での受診が難しくなったなどの場合は、申請手続きにより「資格確認書」を交付しますので、役場窓口で申請してください。

8月1日以降、医療機関などを受診する際は、「マイナ保険証」または「資格確認書」をご提示ください。

「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関などで保険適用での受診をすることができません。

期限の切れた「資格確認書」は、役場窓口へ返却いただくかご自身で破棄してください。ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断などにより確実に破棄してください。

8月1日時点における年齢	84歳以下	85歳以上
マイナ保険証を持っている方	マイナ保険証を利用 (資格情報のお知らせを交付します。申請により資格確認書の交付も可能です。)	資格確認書を申請なしで交付
マイナ保険証を持っていない方	資格確認書を申請なしで交付	※医療機関等を受診する際、マイナ保険証を利用している方は、引き続きマイナ保険証を窓口にてご提示ください。

☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
(マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ)

☎町民生活課 ☎72-6933

現在の整備状況

小野橋付近の施工状況



黒森川と右支夏井川合流点の施工状況



光明院橋付近の施工状況



☎ 福島県県中建設事務所河川砂防課 ☎ 024-935-1438
 ☎ 地域整備課 ☎ 72-6937

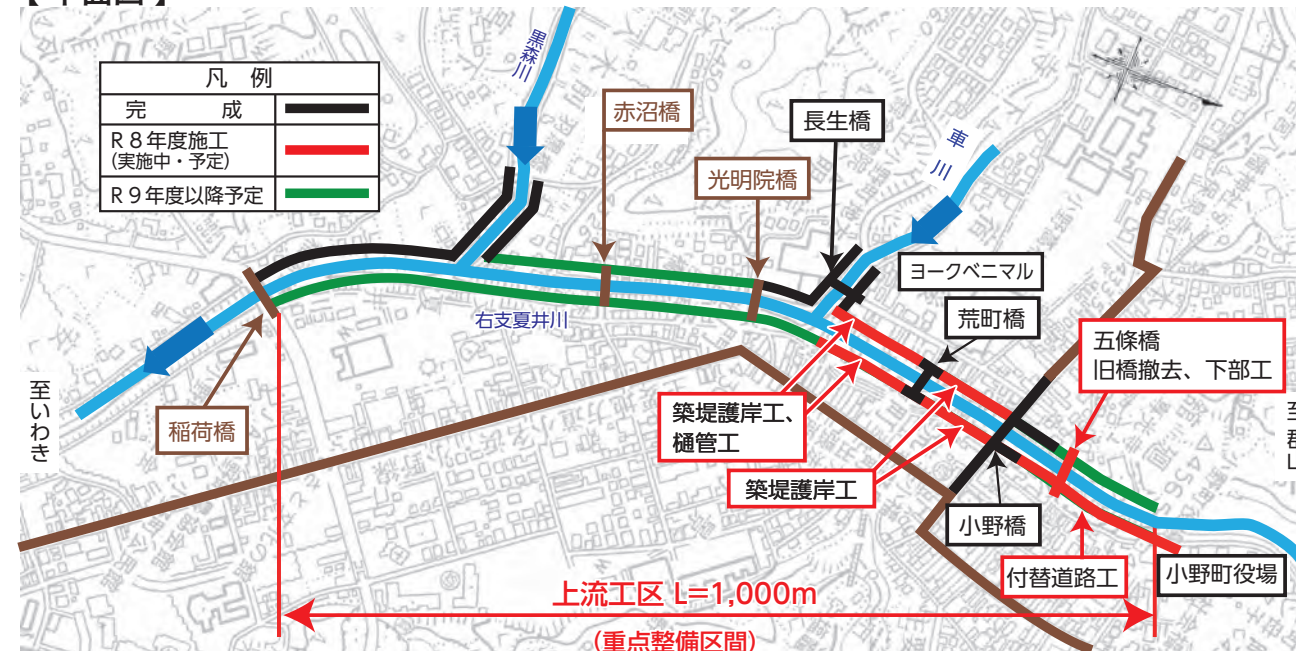
右支夏井川 河川改修事業 ～自然災害から命と財産を守ります～

町内において、過去最大の洪水被害があった昭和61年8月の豪雨と同程度の雨が降った場合でも、被害が発生しないようにするために河川改修を実施しています。

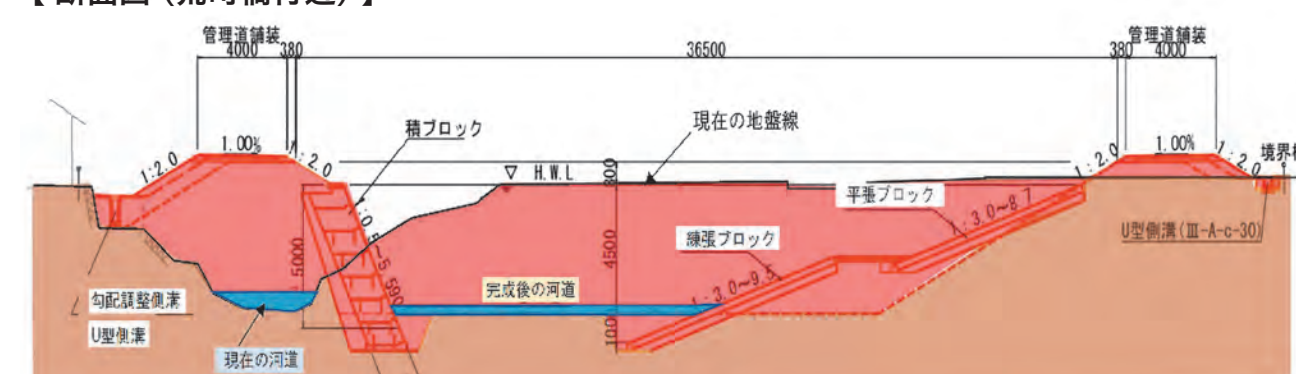
工事期間中は、荒町橋や五條橋の通行止め、重機やダンプトラックによる騒音や振動でご不便やご迷惑をおかけしますが、皆さんの住環境や安全に配慮した施工に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

また近年、雨の降り方が局地化・激甚化していますので、工事で安心することなく、危険を感じるような降雨があった場合は、命を守る行動をとっていただきますようお願いいたします。

【平面図】



【断面図 (荒町橋付近)】



令和8年度の事業内容(実施中・予定)

○上流工区(稲荷橋～小野町役場) ～右支夏井川～

- ①車川合流点から小野橋において、現在の河道に盛土を行い、両岸に護岸を整備します。また排水のための樋管を整備します。
- ②小野橋から小野町役場において、川を広げるにより付け替えとなる町道を整備します。
- ③五條橋の架け替え工事に着手し、通行止めにて旧橋の撤去を行います。また新橋の橋台を設置します。

「コミュニティ福島」オープン10周年を記念して、コミュニティ福島の役割や魅力を再発見する劇場型プログラム「なおやマン」によるケミカルエンターテインメントや「クラウン」によるサイエンスCEOパフォーマンスショー、マインクラフトプログラミング教室やふくしまドローンパイロットなど、体験メニューが盛りだくさんのイベントを開催します！

福島環境オデッセイを開始します！

「福島環境オデッセイ」は、福島県環境創造センターが主催する、福島県内各地の自然や文化を巡るイベントです。またバスは安全運転に徹していますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになつてご利用いただく場合には、つり革や握り棒にしっかりとつかまってください。バスの車内事故防止に皆さんのご理解とご協力をお願いします。

④公益社団法人福島県バス協会
024-546-11478



■日時
8月1日⑤・2日⑥
午前9時から午後5時まで

■会場
福島県環境創造センター交流棟「コミュニティ福島」

■参加料
無料

④「ふくしま環境オデッセイ」運営事務局
024-932-2232

マイナンバーカードを紛失したときは

マイナンバーカードを紛失した場合、まずはマイナンバーカードの一時停止手続きを行うため、マイナンバー総合フリーダイヤルに電話してください。（紛失については24時間対応しています。）

家の外で紛失をされた場合には最寄りの警察署で紛失（盗難）の届け出も行ってください。届け出をした際の受理番号は、役場窓口での手続きの際に必要なため、受理番号を控えておきましょう。

その後、役場窓口でマイナンバーカードの廃止手続きと再交付申請を行います。再交付手数料として1,000円（通常より早く届く特急申請は再交付手数料

として2,000円）がかかります。マイナンバー総合フリーダイヤルに電話した後にマイナンバーカードが見つかった場合には、役場窓口で一時停止解除の手続きが必要となります。マイナンバーカードとマイナンバーカードの暗証番号が分かるものをお持ちの上、お越しください。

④町民生活課 ☎72-6933
マイナンバー総合フリーダイヤル（※一時停止のとき）
☎0120-95-0178

道路に張り出している樹木・竹などの適正管理をお願いします！



私有地から道路上に樹木・竹などが張り出していると、見通しが悪くなり、交通事故の原因となります。また樹木などの管理が不十分であると、風雨や枯死により倒木が発生し、交通の妨げとなるだけでなく、人命に関わる重大事故につながる恐れがあります。私有地の樹木などが原因で道路上の事故が発生した際には、所有者の責任が問われる場合があるため、伐採や枝払いを行うなど、適正な管理をお願いします。※最近、大雨や強風の影響により倒木するケースが急増しています。あらためて注意と管理をお願いします。なお倒木が道路を塞ぎ、通行に支障をきたす緊急時は、道路管理者が支障となる樹木を伐採・撤去する場合がありますのでご理解ください。

④地域整備課 ☎72-6936



今月のお知らせコーナーだよ！

- (1)お盆前のし尿汲み取り申し込みについて
- (2)三世同居・近居住宅を取得された方へ～不動産取得税の軽減措置のお知らせ～
- (3)令和9年度採用 小野町社会福祉協議会職員募集
- (4)7月から8月は、磐越東線利用促進強化期間です！
- (5)バスの車内事故防止についてのお知らせ
- (6)福島環境オデッセイを開始します！

詳細は下記を確認してね！

お盆前のし尿汲み取り申し込みについて

お盆前のし尿くみ取りをご希望の方は、お早めにお申し込みください。

お盆期間を利用して、し尿処理施設（たむら水再生センター）の清掃点検整備が実施されるため、8月11日④から8月16日⑤は、し尿くみ取りは休みになります。し尿くみ取りの再開は8月17日⑥からとなりますので、ご注意ください。

町民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

④町民生活課
☎72-6933

三世同居・近居住宅を取得された方へ～不動産取得税の軽減措置のお知らせ～

県では子どもや孫を育てやすい環境の確保に寄与するため、県内に三世以上の方が同居または近居する住宅を取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を軽減します。

※不動産取得税とは、売買・贈与などで不動産を取得し

たとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし相続により取得したときには課税されません。

〈軽減の内容〉

取得した住宅に係る不動産取得税の税率が2分の1（住宅の場合、3%から1.5%）に軽減されます。（軽減額最大30万円）

〈申請期限〉

住宅を取得した日から60日を経過する日まで（取得した住宅の不動産取得税の納期限まで可）

なお要件や手続きに必要な書類など詳しくは、県ウェブサイトを、確認いただくか、左記までお問い合わせください。

④県中地方振興局県税課
☎024-935-11254
④県庁税務課
☎024-521-7068

令和9年度採用 小野町社会福祉協議会職員募集

次のとおり小野町社会福祉協議会職員を募集します。

■募集職種

社会福祉士、介護支援専門員、看護師又は准看護師

■受験資格

昭和61年4月2日以降に生まれた方で、募集職種の資格を有する方

※資格取得見込者も可（令和9年3月31日までに資格を取得できない場合は採用されません。）

■受付期間

7月15日④から8月21日⑤まで

■採用人数

若干名

■採用予定日

令和9年4月1日

■第一次試験

9月27日⑥

■第二次試験

10月中旬予定

■申込方法

申込用紙は、小野町社会福祉協議会で交付します。また、ウェブサイトからもダウンロードできます。

④小野町社会福祉協議会
☎72-6866

7月から8月は、磐越東線利用促進強化期間です！

福島県中地方振興局では、夏祭りなどで飲酒する機会の多い7月から8月を磐越東線利用促進強化期間としています。

沿線の夏祭りやグルメイベントにおいて飲酒を予定している方は、この機会に磐越東線を利用し、お酒を楽しんでいかげでしょうか。

また飲酒する予定のない方も、磐越東線に乗りいただき、車窓からの景色やゆったりとした時間をぜひお楽しみください。

④福島県中地方振興局
県民生活課

☎024-935-11295

バスの車内事故防止についてのお知らせ

走行中のバス車内での事故を防止するため「車内事故防止キャンペーン」を実施しています。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬケガをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開

当 番 医

休日当番医

月日	当番医	所在地	電話番号
7月 19日㊤	さとう耳鼻咽喉科	田村市船引町	81-1333
20日㊤	たむら市民病院	田村市船引町	82-1117
26日㊤	公立小野町地方総合病院	小 野 町	72-3181
8月 2日㊤	青山医院	田村市常葉町	77-2015
9日㊤	のざわ内科クリニック	三 春 町	61-1500
11日㊤	秋元医院	田村市船引町	82-1514

休日当番薬局

月日	当番医	所在地	電話番号
7月 19日㊤	げんじろう調剤薬局船引店	田村市船引町	81-1555
20日㊤	共創未来船引店	田村市船引町	81-1522
8月 2日㊤	みはる調剤薬局ときわ店	田村市常葉町	61-5530
9日㊤	ルビー調剤薬局	三 春 町	62-4848

●休日当番医を受診する場合は、必ず事前に電話確認のうえ、受診してください。

*医療機関・薬局情報検索は

「医療情報ネット」もご利用ください。



救急電話相談

- ◆受付時間
24時間(年中無休)
- ◆電話番号
〈短縮ダイヤル〉☎#7119
〈一般ダイヤル〉☎024-524-3020



こども救急電話相談

- ◆受付時間
午後7時から翌朝8時まで(年中無休)
- ◆電話番号
〈短縮ダイヤル〉☎#8000
〈一般ダイヤル〉☎024-521-3790

福島空港をご利用ください！ 福島から大阪、札幌、台湾へ

福島から大阪、札幌には、午前中に到着することができ、また手荷物を一度預ければ最終目的地まで自動で運ばれる乗り継ぎ利用(四国・九州各地、沖縄)も非常に便利です。

台湾チャーター便も週2回就航しています。

ぜひビジネスや旅行に福島空港をご利用ください。

福島空港では、『パスポート取得・更新補助』も行っているため、初めての海外旅行をお得にお楽しみいただけます！



○福島空港乗り継ぎ便のご案内



○パスポート補助・30歳未満1万円引き



○福島空港ウェブサイトトップページ

福島空港助成事業…

福島空港活性化推進協議会では、福島空港利用促進を目的に航空運賃の一部助成を行っています。ぜひ併せてご活用ください。

	福島空港利用団体助成事業	チャーター便利用助成事業
対 象	2人以上の10市町村民団体	2人以上の10市町村民団体
対象便	福島空港発着の定期便	福島空港発着のチャーター便
期 間	4月～5月／11月～3月	通年
助成額	・札幌便1人あたり…1万円 ・大阪便1人あたり…3千円(大阪便乗継利用1人あたり…2千円上乗せ) ・国際便1人あたり…5千円 ※いずれも10人分を限度	1人あたり…5千円 ※10人分を限度

公立小野町地方総合病院からのお知らせ

～がん検診のお知らせ～

当院では、各種がん検診に対応しています。

自覚症状がないうちに、定期的に検診を受けて「早期発見」「早期治療」に努めましょう！

※事前の予約が必要です。予約時間 平日午前9時から午後4時30分まで

※胃がん健診は、事前に内科診療の予約をお取りいただき、医師の診察後に胃カメラ検査予約となります。

検診の種類	検査内容	午前 / 午後	月	火	水	木	金
肺がん健診	胸部X線撮影	午前					
		午後	●	●	●	●	●
胃がん健診	内視鏡検査 ※事前診察が必要です	午前	●	●	●		●
		午後					
大腸がん検診	便潜血検査	午前					
		午後	●	●	●	●	●
子宮がん検診	頸部細胞診検査	午前					
		午後			●		
乳がん検診	乳房X線 (マンモグラフィ)検査	午前					
		午後	●	●	●	●	●

詳細は公立小野町地方総合病院ウェブサイト
を右のQRコードから確認してください。



問 公立小野町地方総合病院
☎ 72-3181

気になる症状のある方は、早めに医療機関にご相談ください。

小野町タクシー利用料金助成制度 (おの町えがおタクシー)のご案内

町では、移動手段の確保と外出支援を目的として、タクシー利用料金の一部を助成します。

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- ・70歳以上の方
- ・身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・妊娠中または出産後12カ月以内の方
- ・運転免許証自主返納者

【助成内容】

- ・タクシー利用料金の一部を町が助成(800円を超える部分)
- ・利用回数は月16回まで
- ・町内での移動

【利用方法】

制度の利用には事前申請が必要です。利用を希望される方は、役場窓口で申請してください。



問 企画政策課 ☎72-6939

お誕生おめでとう					(敬称略)
届出月	氏 名	(父・母)	行政区		
5月	阿部 永祈	はるき(晋 大・千 紘)	夏	井	

おくやみ申し上げます					(敬称略)
届出月	氏 名	年齢	行政区		
4月	宗像美代子	96	仲 町		
	村上 澄	97	飯豊上		
5月	長岡 義晴	87	反 町		
	矢吹 政吾	82	大 八		
	久野百合子	75	飯豊上		
	生天目 竹	94	浮 金		
	松本美代子	75	塩庭二区		

町の人口・世帯数(令和8年6月1日現在)		
人口	男	4,074人(▲1人)
	女	4,039人(+6人)
	計	8,113人(+5人)
世帯数		3,327世帯(+15世帯)
※()内は前月比		

町税等納期のご案内	
納期限	7月31日(金)
固定資産税	2期
国民健康保険税	1期
介護保険料	1期
※口座振替の方は、納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。	
◆町では口座振替での納付を推進しています	
口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度です。ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。申し込み方法の詳細については、税務課へお問い合わせください。	
※コンビニエンスストアでも納付できます。ただし納付書1枚あたりの金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は使用できません。	
※固定資産税と国民健康保険税は、地方税共同機構が運用する「地方税お支払いサイト」からクレジットカード納付や「eL-QR」(QRコード)によるスマートフォン決済アプリで税金が納付できます。お支払い方法の詳細については、「地方税お支払いサイト」をご覧ください。(地方税お支払いサイトで検索をしていただくか、下記のQRコードを読み込んでください。)	
 (https://www.payment.eltax.lta.go.jp/)	
税務課 ☎72-6932	

食品などの放射能測定結果
町で実施している非破壊式測定器による検査結果(5月分)をお知らせします。

非破壊式測定器による測定結果			
区分	検体数	検体名	測定結果 (Bq/kg)
基準値を超えたもの	0	—	—
基準値未満または検出限界値以下のもの	4	井戸水、引水	
※測定結果の値は、セシウム134およびセシウム137の合計値です。			
食品中の放射性物質(セシウム)の基準値			
飲料水	…	10Bq/kg	
牛乳・乳幼児食品	…	50Bq/kg	
一般食品	…	100Bq/kg	

検査を希望される方へのお願い
①検体を持参するときは、土やごみなどの汚れはきれいに洗い流し、すぐに調理できる状態にしてください。
②検体は必ず1キログラム持参してください。量が少ないと正確な値が出ない場合があります。
健康福祉課 ☎72-6934

上水道水質検査結果		
6月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。		
試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100CFU/ml以下	0 CFU/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	19mg/l
有機物(TOC)	3mg/l以下	1.2mg/l
PH値	5.8～8.6	7.1
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.6度
濁度	2度以下	0.1度未満
地域整備課 ☎72-6936		

各種健診・教室などの日程						
内 容			日 時		場 所	申し込み・問い合わせ先
乳幼児健診	3歳児健診	令和4年10月から令和5年2月生まれのお子さんが対象です。	7月27日(月)	受付 13:00～13:15		
	すくすく発達教室	発育や発達の相談、親子遊びや保護者の交流の場として開催します。	8月7日(金)	※要申し込み	こども家庭センター キッズルーム (子育て支援課)	
	育児教室	生後1カ月から2カ月までのお子さんとその親を対象とした教室です。対象者には保健師から案内します。	8月25日(火)	受付 9:45～10:00		子育て支援課 ☎72-2212
	ママのリフレッシュ教室	産前・産後・子育て中のお母さんを対象に体操教室を実施します。	8月31日(月)			
親子の教室				※要申し込み	小野町児童館 キラッと☆おの	
	親子ふれあい教室	就学前のお子さんとその家族の遊びの教室です。	8月27日(木)			
健康づくり	夜間ヘルスアップ運動教室	運動不足解消を目的としたストレッチや有酸素運動を行います。	7月16日(木) 8月6日(木)	19:00～20:30 ※要申し込み	B&G海洋センター	
	フィットネスクラブ	ヨガなどを中心とした運動を行います。	7月30日(木)			健康福祉課 ☎72-6934
	ヘルスアップ運動教室	60歳以上を対象に介護予防を目的とした運動を行います。	7月17日(金) 24日(金)	10:00～11:30 ※要申し込み	多目的研修 集会施設	

広告募集	社会福祉法人 田村福社会 交流会・職場説明会のお知らせ (7月26日・8月23日)	広告欄
	採用に関する詳しい内容は、ホームページをご覧ください。▶▶▶ ご連絡お待ちしております。 社会福祉法人田村福社会 〒963-7752 田村郡三春町字六升蔭68 ☎0247-61-2761	

小野町公式Instagramを 開設しました！

Instagramを通じて町の魅力を
多くの方々にお届けします！



「#おのいろ」をつけて、あなただけの小野町の
魅力がつまった写真を投稿しませんか？
「#おのいろ」のついた投稿写真は、町の広報紙や
町公式Instagramでも紹介します！
※投稿の際は、タイトル、撮影日を添えてください。

右のQRコードから、
ぜひフォローをお願いします！



@ONO_TOWN_OFFICIAL